

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等
に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置について、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止することとし、関係規定を削除することとする。（旧第72条、旧第73条、旧第87条、旧第89条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、令和14年5月15日から施行することとする。（附則第1条関係）